



土浦市監査委員告示第4号

令和3年7月29日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定  
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表  
する。

令和3年9月27日

土浦市監査委員 藤田雪絵



## 住民監査請求監査結果

### 第1 住民監査請求の内容

#### 1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

#### 2 請求書の提出

令和3年7月29日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを收受した。

#### 3 請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりである。なお、後述の意見陳述の際の補正の結果を踏まえ、記載する。

(1) 請求の対象 土浦市長 安藤 真理子

(2) 対象の会計行為

土浦市議会の会派「郁政クラブ」が政務活動費を使い2021年3月31日付の土浦市議会活動報告書の発行に伴う総費用（印刷費・新聞折込費等）

(3) 対象行為の違法性もしくは不当性

会派（議員）に係る政務活動費使途基準によると、広報費について、「会派（議員）の調査研究活動、議会活動、市の政策等について住民に報告し、広報宣伝するために要する経

費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）」と定めている。さらに、「政務活動費の手引き」6頁の広報費欄に、「議員等の調査研究その他の活動、議会活動及び市の政策について住民に報告しPRするために要する経費である。広報の一つとして『議会報告』があるが、ただ単に定例会の事実を報告するだけのものは、広報費の対象とならない。議員等が市政に関する調査研究その他の活動の成果を住民に報告することについては、この広報費の範疇である。」と記してある。しかしながら郁政クラブの報告書の内容は、議会報告ともとれる部分はあるが、大部分が選挙向けのパンフレットとみなされる。したがって発行経費を政務活動費から賄うことは不当である。

#### (4) 発生した損害の内容

##### ①土浦市議会活動報告書の発行に伴う総費用（820,864円）

印刷費554,700円 折込料191,040円、消費税74,574円（資料2）

振込料550円（資料1）

総費用《554,700+191,040+74,574+550》820,864円

##### ②不当な支出金額

820,864円

#### (5) 措置請求内容

郁政クラブ経理責任者が行った会計行為により土浦市に820,864円（税込み）の損失を与えたので、郁政クラブ会長に対して同金員を土浦市に補填するよう求めることを、土浦市長に勧告することを求める。

### 4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

(1) 資料1 郁政クラブ 政務活動費収支報告書 令和2年度会計帳簿(一部)

(2) 資料2 印刷業者の請求書（820,314円）及び領収書

(3) 資料3 郁政クラブ発行の「土浦市議会活動報告書」

(4) 資料4 政務活動費の手引き（一部）

### 5 請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和3年7月30日付けで本件請求の要旨を市議会及び

市長に通知した。

## 第2 監査委員の除斥

内田卓男監査委員については、法199条の2の規定により本件監査に当たっては、除斥とした。

## 第3 要件審査

請求人は、令和2年度の政務活動費のうち820,864円について、当該政務活動費を支出した会派（以下「本国会派」という。）に土浦市長がその返還の請求をするよう監査委員が勧告することを求めている。

これは、市長が本国会派に対する不当利得返還請求権の行使を怠っていることを指摘したものであり、「不当又は違法に財産の管理を怠る事実」についての監査を求めているものと認められる。

また、法第242条第2項は、財務会計上の行為があつた日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができないと規定しているが、怠る事実については、不作為としての性質上、これを制限しないものとされており（最高裁判所昭和53年6月23日判決）、1年の期間制限を適用すべきではないと判断した。

## 第4 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する法定要件を満たしていることから、令和3年8月10日に本件請求を正式に受理することを決定し、同日付けで請求人にその旨を通知した。

## 第5 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、令和3年8月10日付けで請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があつたことから、令和3年8月24日にその機会を設けた。

#### (1) 新たな証拠の提出

意見陳述の終了後、新たな証拠として、意見陳述を行った内容を記載した意見陳述書が請求人から提出された。

## (2) 陳述の要旨

請求人3人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 本件会派の土浦市議会活動報告書（以下「活動報告書」という。）を知人に見てもらおうと「個人個人の郁政クラブの宣伝ではないか」「見出しだけで、中身が報告書ではないのではないか」「どう見ても次回選挙用の宣伝用のものだ」等の意見がほとんどであった。
- イ 活動報告書の発行に関し、写真の占める面積の上限を定めること、プロフィール、公約、抱負等の掲載を禁止すること等を市長に勧告するよう監査委員に求める。
- ウ 活動報告書の経費80万円のうち、1割くらいは政務活動費として認めるが、その他は該当しない。

なお、上記イに記載の勧告を求める事項を加える発言については、請求内容に追加する主張というのではなく、請求内容を補足する意見として発言したものであることを陳述後の質疑で確認した。

## (3) 意見陳述の際の補正

意見陳述終了後に監査委員から措置請求書の記載内容の確認を行い、次の補正を行った。

- ア 措置請求書1ページの「政務調査費使途基準」は「政務活動費使途基準」であること。
- イ 措置請求書3ページの「③不当な支出金額（①－②）」は「②不当な支出金額」であること。

## 2 監査の対象事項

措置請求書の「(5)措置請求内容」の記載内容から監査の対象事項を次のように判断した。

市長が本件会派に対する不当利得返還請求権の行使を怠っているか、その前提として、本件会派に対する不当利得返還請求権が発生しているか。

具体的には、本件会派が活動報告書の発行に伴う費用として支出した印刷費、新聞折込費及び振込料（以下「印刷費等」という。）の合計額820,864円の全額に政務活動費

を充当したことが政務活動費の支出基準に照らし、適切であるか。

### 3 審査対象機関 土浦市議会事務局

### 4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により審査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

(1) 調査日時 令和3年8月24日 午後3時から

(2) 関係人 議会事務局長，議会事務局次長，総務係長及び係員

(3) 提出資料

資料1 令和2年度政務活動費交付申請書の受理について(起案)

資料2 令和2年度政務活動費の交付決定について(起案)

資料3 令和2年度政務活動費の交付請求について(起案)

資料4 研修参加報告について(起案2件)

資料5 令和2年度政務活動費収支報告書の提出について(起案)

資料6 令和2年度政務活動費収支報告書の送付について(起案)

資料7 支出負担行為票(5部)

資料8 支出命令書(5部)

資料9 返納書(6部)

(4) 聴取内容の要旨

関係人である市職員から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 政務活動費の交付までの事務手続については、年度当初に各会派から提出された「政務活動費交付申請書」を議長経由で市長に送付し、市長から各会派宛に「交付決定通知書」が送付され、これを受けて各会派から「交付請求書」を受け、所定の口座に政務活動費を振り込む。

イ 政務活動費を交付した後は、翌年度に各会派から「政務活動費収支報告書」が必要書類とともに議長に提出され、事務局で内容のチェックを行った上で審査機関である総務

市民委員会で審査を行い、その結果、問題がなければ収支報告書の写しを市長に送付し、残余额を市に返還する。

- ウ 活動報告書については、令和3年4月1日付けで議長宛に「政務活動費収支報告書」が提出され、会計帳簿や領収書、当該報告書などが添付されており、事務局で不足している書類の確認を行うとともに報告書の金額や帳簿と領収書との突合を行い、問題がないことを確認している。
- エ 政務活動費の支出に関する審査については、令和3年4月27日開催の総務市民委員会で、委員から広報費の合計金額の中に折込代が含まれているかの質問があったが、報告書の中身に対する指摘はなく、支出額が決定し、残余の金額を市に返還した。
- オ 政務活動費の支出の根拠は、土浦市議会政務活動費の交付に関する条例第5条や政務活動費の手引きに記載されており、これらには写真の面積の制限やどのような内容が選挙向けパンフレットに該当するなどの具体的な基準がなく、事務局としては現状の規定に則って適正に事務手続を行った。
- カ 総務市民委員会の審査の状況については、議会事務局で資料(広報紙等の現物を含む。)に基づいて説明をし、議員から質疑等を経て、適正なものかどうか決をとっている。
- キ 活動報告書について、議会事務局では、「政務活動費の手引き」に記載されている「市政に関する調査研究その他の活動の成果を住民に報告することについては、広報費の範疇」という基準に該当するものと考えている。
- ク 活動報告書の内容について、大半は議員等が市政に関する調査研究その他の活動の成果といえるものであり、写真、役職及び経歴については該当しないものの、それらについては、議員の役割の一つである「広聴」に当たると考えている。

(5) 関係人調査で依頼した事項について、関係人が提出した書面の要旨

関係人調査において、活動報告書の紙面の部分ごとの関係人の評価内容が分かるものを求めた件について、令和3年9月3日付けで関係人から提出のあった「郁政クラブ広報紙「土浦市議会活動報告書」に係る補足資料の提出について」(以下「補足資料」という。)で関係人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

なお、本件会派が発行した活動報告書には頁番号の記載はないが、以下では便宜上、表面右半分を「1頁」、同左半分を「4頁」、裏面左半分を「2頁」、同右半分を「3頁」とそれぞれ呼称する。

活動報告書の該当部分	評価項目	評価内容
1 ページ上段	会派名	会派が作成した広報紙であることを示すもので必要である。

1 ページ左上 3～9 行目	令和2年度の活動のうち実現したもの	活動報告として市政について住民に報告するものに該当する。	
1 ページ 10 行目以降	令和3年度の活動方針	各議員が住民意見や現場調査の上、市執行部にヒアリング等の調査研究をしたものを会派で議論し、決定したもので活動報告に該当する。	
2 ページ～4 ページ	各議員の写真, 氏名, 議員の期数, 役職及び連絡先	相談内容を実現するための相談相手を決めるために有用な情報で、広聴及び住民相談に必要な情報である。	
	各議員の本文（活動報告書2ページ左上から右上, 左下, 右下の順に4ページまで）	1 人目	これまでの議員活動の中で調査・研究等を行ってきたことをわかりやすく記載し、当該議員の理念と施策の方向性を示したものである。
		2 人目	当該議員が行った市政活動を一言でわかりやすく掲載したものである。
		3 人目	当該議員がコロナ対策として行なった保健福祉部との交渉等の内容をわかりやすく記載したものである。
		4 人目	議長としての活動報告及び当該議員個人又は会派で行った市政活動の報告である。
		5 人目	議長としての活動方針、市議会の仕組み及び令和2年度に実施したものを含み、これまで継続的に当該議員が調査研究してきたものである。
		6 人目	当該議員が行った市政活動を一言でわかりやすく紹介したものである。
		7 人目	当該議員が令和2年度に実施したものを含み、これまで当該議員が調査研究してきたことを踏まえた施策を示したものである。
		8 人目	当該議員が令和2年度に実施したものを含み、これまで当該議員が調査研究してきたことを踏まえた施策を市民にわかりやすく掲載したものである。
9 人目		当該議員の市政活動を市民に一言でわかりやすく掲載したものである。	

		10 人目	当該議員が議会で行った一般質問の内容を掲載したものである。
		11 人目	当該議員が議会で行った一般質問の内容を掲載したものである。
4 ページ右下	会派の紹介及び集合写真		会派の紹介は、会派が作成した広報紙であることを示すもので必要であり、集合写真は、どのような会派かわかりやすく伝えるため掲載したものである。

## 第6 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

### 1 政務活動費について

政務活動費の交付に関しては、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定され、さらに、同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

また、判例では、平成24年の法改正により政務調査費が政務活動費として改められる前の政務調査費の制度について、「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の使途の透明性を確保しようとしたものである。もっとも、これらの規定は、政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めており、地方自治法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めゆだねることとしている。」（最高裁平成22年4月12日判決）とされている。これは、法律の改正により改められた政務活動費においても基本的には変わっていないと考えられる。

なお、土浦市における政務活動費は、土浦市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び土浦市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定に基づき交付さ

れており、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、条例第5条並びに別表第1及び別表第2において定め、また、土浦市議会において定めた政務活動費の手引き（以下「手引き」という。）により、政務活動費の使途基準及び運用指針等が示され、使途基準を明確にするために具体的な例示がされている。

## 2 広報費について

請求人が返還を求めている活動報告書の費用として支出した印刷費等については、政務活動費が交付できる経費のうちの広報費に当たるものであり、条例別表第1によれば、広報費は、「会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費」とされ、手引きには、使途基準の留意事項として次のように定められている。

<p>広報費</p>	<p>議員等の調査研究その他の活動、議会活動及び市の政策について住民に報告しPRするために要する経費である。広報の一つとして「議会報告」があるが、ただ単に定例会の事実を報告するだけのものは、広報費の対象とはならない。議員等が市政に関する調査研究その他の活動の成果を住民に報告することについては、この広報費の範疇である。</p> <p>印刷物による報告・PRをする場合におけるその「広報紙」或いは「報告書」の発行者名は、会派の場合「土浦市議会会派〇〇」とし、党派の場合は「〇〇党土浦市議団」とする。議員の場合においては、「土浦市議会議員〇〇」としなければならない。</p> <p>作成した「広報紙」或いは「報告書」は、収支報告書に添付しなければならない。</p>
------------	--

## 第7 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

### 1 本件監査における判断基準

#### 活動報告書の掲載内容の扱いについて

活動報告書の掲載内容の扱いについて、大阪高裁令和元年8月28日判決（以下「高裁判決」という。）では、次のような判断をしている。

- (1) 「議員の氏名、役職、プロフィール等の情報や写真といった議員個人情報等は議員個人を紹介するものであり、それを会派広報紙に掲載・配布することは、客観的にみれば、それ

自体としては市政等事項の報告等に該当せず、議員個人を宣伝し、周知させるものにすぎないものであって、会派の議会活動の基礎となる調査研究等活動、あるいはこれと合理的関連する行為に該当するという事はできない。」

- (2) 「会派広報紙に議員個人情報等の掲載がある場合であっても、当該掲載部分が、客観的にみて、表現・構成等において、一般市民の市政に対する興味を引いて、市政等事項の報告を効果的に行う観点から工夫されたものである場合で、かつ、当該掲載部分が市政等事項の報告部分に付随して一体となっている場合には、会派の行う調査研究等活動と合理的関連性を有するものとして、当該掲載部分の作成、配布に係る経費について政務活動費の充當を認めるのが相当であるが、このような場合に当たらなければ、その経費に政務活動費を充てることはできないというべきである。」
- (3) 「その判断にあたっては、政務活動費制度が、使途の透明性を確保しようとするものであることを踏まえると、議員個人情報等の掲載部分と市政等事項の報告部分の配置やそれぞれの分量並びに相互の関連付けの有無、それら以外の記事の内容や分量、当該広報紙全体の構成や掲載項目などの客観的な事実を考慮するのが相当である。」

このようなことから、活動報告書の掲載内容については、次のような視点でその内容を確認し、政務活動費の充當の適否を判断することとする。

- ① 活動報告書に掲載されているものを議員個人情報等、市政等事項の報告又はそのいずれにも該当しないもの（以下「その他の情報」という。）のいずれかに分類する。
- ② 市政等事項の報告に該当するものについては、政務活動費を充當できるものとする。
- ③ 議員個人情報等及びその他の情報に該当するものについては、市政等事項の報告を効果的に行う観点から工夫されたものである場合で、かつ、当該掲載部分が市政等事項の報告部分に付随して一体となっている場合は、会派の行う調査研究等活動と合理的関連性を有するものと判断し、政務活動費を充當できるものとする。

## 2 活動報告書の掲載内容の検証

### (1) 会派名（1 ページ上段）について

会派名が掲載された部分は、その他の情報に該当するもの高裁判決において「条例等の定め及び趣旨を踏まえ、会派が作成した広報紙であることを示すものとして必要なもの」とされており、政務活動費を充當できるものである。

(2) 令和2年度の活動のうち実現したもの（1ページ左上3～9行目）について

令和2年度の活動のうち実現したものが掲載された部分については、補足資料に記載のとおり、「活動報告として市政について住民に報告するもの」であるため、市政等事項の報告に該当し、政務活動費が充当できるものである。

(3) 令和3年度の活動方針（1ページ10行目以降）について

令和3年度の活動方針が掲載された部分については、補足資料で「各議員が住民意見や現場調査の上、市執行部にヒアリング等の調査研究をしたものを会派で議論し、決定したもの」とされており、会派の活動を市民に報告するものであるため、市政等事項の報告に該当し、政務活動費が充当できるものである。

(4) 各議員の写真、氏名、議員の期数、役職及び連絡先（2～4ページ）について

各議員の写真、氏名、議員の期数、役職及び連絡先が掲載された部分については、議員個人情報等に該当するものであり、政務活動費を充当するためには、「市政等事項の報告を効果的に行う観点から工夫されたものである場合で、かつ、当該掲載部分が市政等事項の報告部分に付随して一体となっている場合」に該当する必要がある。

しかし、次の理由により上記の条件に該当するとは認められない。

ア 市政等事項の報告の記載より議員個人情報等の記載の占める割合が大きく議員個人情報等に主眼を置いたものと見受けられ、市政等事項の報告を効果的に行うものとは認められないため。

イ 写真がその下に掲載された市政等事項の報告内容に関連する写真というものでもなく、顔写真が大きく目立つもので、市政等事項の報告文に付随して一体となっているとは認められないため。

なお、高裁判決が判断したのは、政務活動費の交付対象が会派のみとされたケースであるが、土浦市では条例第2条で会派又は議員をその交付対象とし、規定上は議員個人において、政務活動費の交付を受けることができる規定となっていることから、市政活動・調査研究等活動について会派を構成する議員として報告することは別として、議員個人情報等の扱いについては、限定的に考えるべきものと判断する。

したがって、各議員の写真、氏名、議員の期数、役職及び連絡先が掲載された部分については、政務活動費を充当することはできない。

#### (5) 各議員の本文（2～4ページ）について

各議員の本文が掲載された部分については、補足資料によれば、各議員が行った市政活動、調査研究、一般質問等の内容をまとめたものと見受けられ、市政等事項の報告に該当し、政務活動費が充当できるものである。

なお、高裁判決において、「法100条14項の会派とは、政治的信条を共通にする議員による任意の同志的集合体であり、会派による調査研究等活動を具体的に担うのは、その集合体を構成する個々の議員である。そして、会派による調査研究等活動の一環である市政等事項の報告等も、これを担当する議員の認識に基づいて行われるもの」とされており、その各議員の報告等を記載することは、会派の政務活動の報告と認められる。

#### (6) 会派の紹介及び集合写真（4ページ右下）について

会派の紹介が掲載された部分については、会派が行った活動ではなく、会派自体の紹介に関する文章であり、集合写真が掲載された部分は、市幹部と会派のメンバーの集合写真で、会派の何らかの活動の際の記録と明記されているわけでもないため、その他の情報に該当する。

その他の情報に政務活動費を充当するためには、ほかの市政等事項の報告に付随して一体となって記載されている必要があるが、4ページには、議員個別の活動の報告が記載されており、ほかの市政等事項の報告に付随して一体となって記載されているとは認められないため、会派の紹介及び集合写真の部分が掲載された部分については、政務活動費を充当することはできない。

### 3 政務活動費を充当することができない部分について

政務活動費を充当することができない部分について、大阪高裁平成26年3月18日判決では、「ある支出の中に議会活動の基礎となる調査研究等に係る経費に関する支出と議会活動の基礎となる調査研究に関係しない活動に係る経費等に関する支出が併存している場合には、その全額を政務調査費に係る支出とすることは許されず、上記調査研究に係る部分とその他の部分を区分可能な場合には上記調査研究に係る部分のみが政務調査費として支出することができ、また、上記区分が不可能又は著しく困難な場合には社会通念上相当な割合によって按分した額のみを政務調査費から支出することができると解するのが相当である。」とされている。

また、上記大阪高裁判決において「政務調査費として交付を受けた金員につき、政務調査費として支出することが許されない使途に金員を支出した者は、当該支出額に相当する金員

を法律の原因なく利得したこととなるから、当該支出については、不当利得（民法703条）として当該政務調査費を交付した普通地方公共団体に対して返還義務を負うと解するのが相当である。」とされていることから、政務活動費を充当することができないと判断した部分については、違法な支出であり、当該部分に関し、市長は政務活動費の返還を求めるべきである。

なお、本件請求では、その対象とされていないが、不当利得に係る利息又は遅延損害金についても請求を検討すべきである。

#### 4 結論

以上のことから、本件会派が政務活動費を充当することができない部分（「各議員の写真、氏名、議員の期数、役職及び連絡先」及び「会派の紹介及び集合写真」）が含まれているにも関わらず、活動報告書の印刷費等の合計額820,864円に政務活動費を充当したことは適当ではない。

したがって、活動報告書の印刷費等のうち、政務活動費を充当することができない部分について、市長はその返還を受けるべき額を算定し、本件会派に請求すべきである。

#### 第8 勧告

本件請求については、理由があるものと判断し、法第242条第5項の規定に基づき、市長に次のとおり勧告する。

土浦市は、本件会派が政務活動費を充当した活動報告書の印刷費等のうち、政務活動費を充当することが適当でない「各議員の写真、氏名、議員の期数、役職及び連絡先」及び「会派の紹介及び集合写真」に係る部分に相当する額を算定し、その額について本件会派に対し、不当利得等の返還請求をすること。

なお、本勧告に対する措置の期限は、令和3年12月27日までとし、法第242条第9項の規定により措置期限までに講じた措置の状況については、令和4年1月11日までに監査委員に通知されたい。

#### 第9 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

活動報告書の掲載内容を検証するに当たり、他の自治体の事例や裁判例を確認したとこ

ろ、活動報告書の作成基準を詳細に定めている例が見受けられたものの、土浦市では、手引きには活動報告書と認められる要件のようなものだけで、活動報告書に記載できる事項が判断できる基準がなかった。

政務活動費については、手引きを議会が自ら作成し、その適正な執行に努めているものと見受けられるが、土浦市としても公金を支出しているのであるから、制度上は会派（議員）の判断により、不用額を返還することになっているとしても、政務活動費を充てることができるものについて、議会と協議の上、他の自治体の例や裁判例を参考にして基準を明確にするなどその適正な執行に努力されたい。

また、今回、市政等事項の報告であると認めた部分について、請求人は、「もっと詳細な内容を掲示しなければ「議員等の調査研究」に該当しない」「見出しだけであり、議会活動報告とみなすには無理がある」など掲載内容に疑念を持っていることが伺われたため、政務活動費の用途について、市民にこのような誤解を招くことのないよう不断の努力を望むものである。